

日本人の言論を蹂躪する「罰則規定付きヘイトスピーチ条例」が産み出すものとは??

罰則付・欠陥ヘイト条例に反対する市民の会 共同代表 永井由紀子

▲何故日本人へのヘイトは許されるのか?

令和元年12月、川崎市議会で採決必至といわれるのが「川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例」(仮称)である。ヘイトという感情が人間の中に確実に存在する以上、ヘイトワードがなくなることはない。しかし、それを条例や法律で縛ることは逆差別につながる危険性もあることを忘れてはならない。

川崎市で制定予定の条例の何が問題化かというと、この条例には〈罰則規定〉がついており、〈本邦(日本)外の人達が本邦人を訴えられる〉という一方通行の条例だからである。しかも罰則として1~50万円というとんでもない罰則が科されることとなる! そもそも条例とは市民が安心して暮らすための規律として作られるものではなかったのか?

これで怒らない日本人がいたらぜひ話を聞いてみたいものである。

川崎市の福田市長は、記者会見で次のように語っている。

「差別の根絶を目指す。市民の総意として表現の自由に留意しつつ差別的言動の禁止に関する規定、言動を繰り返すものに関しては行政刑罰に関する規定を設ける」(略)

▲元をたどれば

すべての条例は国の定めた法律法令を担保として考えられる。川崎市の条例に関しては2016年に成立した通称「ヘイトスピーチ解消法」で、2016年に成立している。法案は西田昌司議員と有田芳生議員のコンビで立案され自民・公明、野党を含む審議会で可決された。提案者である西田議員は様々な場面で「これはあくまでも理念法であり、表現の自由を奪ったり、罰則をつけることはない」と述べているが、その一方で附則として「差別的言動の実態を勘案し検討を加える」とし、同時に各自治体も同様の対策を求めている。これは罰則規定付与をにらんでのこととなる可能性があるということだ。

▲これを受けて

前に述べた法案を基礎とし、川崎市の対応は実に素早いものだった。2016年時点で福田市長の肝いりで、学者・有識者・関係団体・一般公募市民からなる人権施策推進協議会を設置、川崎市における「ヘイトスピーチ条例」に取り組んでいる。委員会の回を重ねること20数回、その中で条例案が検討され、2019年3月には市長のもとへ。さらに議会内の委員会などを経て本年12月議会へ上程(議題として提出されること)の運びとなったのが一連の経緯である。

では市民の知らないところで日本人を含まない外国人住人のために条例案を作成した協議会の構成員はどんな人たちがいたのだろうか? 調べたところ学者枠として国連と人権擁護、ジェンダーフリー学者、弁護士など。団体代表は外国人市民代表、人権関係者。公募市民も人権活動家、移民の権利・平和・子供の貧困・障害者活動など、およそ一般市民から

かけ離れている。平等なすべての市民に適用される条例とは程遠いいわば活動家と称される面々が条例案を作成しているのだ。

▲川崎市条例は阻止できるか！？

8月に終わったパブリックコメントは18000通にも及び、市では「そのほとんどは賛成するものだった」と述べている。結果については11月下旬予定であるが、集計が出た段階では12月議会が始まっており、即時制定という流れになっている。パブコメを募集する段階で既に根回しも済んでおり、パブコメは単なる「市民の意見も聞きましたね」というアリバイ作りでしかないのは、自治基本条例や住民投票条例と同じである。

当稿が皆様の目に触れる時にはすでに制定済みである可能性も高いのである。

▲罰則への一連の流れ

川崎市の「罰則付きヘイトスピーチ条例」は制定されれば日本で初めてのケースとなる。罰則規定のつかないヘイト規制条例は既に大阪市や京都市で制定されているが、罰則付きとなって大喜びする国はあるのだろうか、またどんな人たちなのだろうか？

川崎市を例にとると、某国の団体や個人が、日本人2名以上からなる団体と目される人々からヘイトを受けたと訴えられることが可能である。街宣活動で「〇〇人は日本から出ていけ」という言葉を投げつけられた、これはヘイトであるから罰してほしい、と願い出る。すると、注意、警告、断定、という三段階で罰則が科される形となっている。その場合の証拠は市が雇った監視員？が行うが、当然税金を使用しての賃金が発生する。これでは税金を支払う市民が自らを罰する為の条例に賛同するに等しいということではないか！？

▲警戒すべきは周辺から始まる他自治体への伝染力

「自治基本条例に反対する市民の会」での活動経験から、この条例が単に川崎市だけの問題ではないことはすぐに推測できた。現に相模原市が既に川崎市と同様の条例を検討しているという。自治基本条例や住民投票条例は外国人も含む要素を限りなく入れた〈日本解体条例〉であった。しかし罰則付きヘイトスピーチ条例は、ダイレクトに日本人をターゲットとした条例である。

罰せられるのは日本人のみ。日本人は外国人を訴えることができない。

こんな不平等な条例が【市民のため】という名目で許されるのだろうか？

川崎市、相模原市、と政令市の二つがこの条例を決めてしまったら、おそらく日本中の自治体がこれを真似るだろう。人権、ヘイト、自由、などが大手を振っている時代に、「ヘイトを無くしましょう！」というのは、非常に聞こえの良い言葉であり、議員も票に直結することが分かっているからである。

市長が〈国際的視野に立ち、当市ではヘイトを無くす〉という宣言は実に聞こえが良い。確かに世界の先進国では「ヘイト禁止条例」が山ほど存在する。しかし、諸外国のそれとの大きな違い、同時に大事なことは、諸外国でのヘイト禁止は、「双方向」の条例であることである。ヘイトを無くしたいなら、ヘイトは誰の中にもあることを認知したうえで「誰であろうとヘイトスピーチはよくない」と双方向で制定すべきではないか？

▲問題点を整理すると

最後に議会制度、条例制定に関して詳しく知る元都議会議員土屋たかゆき氏にこの条例に関する問題点をお聞きした。以下はその内容をざっくりと記したものである。

- ①対日ヘイト条例であること。「本邦外出身者に対する差別的言動」という明記。
- ②国の法案が自治体への協力を呼び掛け、自治体は条例作成への対応が必要であること。
- ③条例文に「侮蔑するなど」といった「など」で侮蔑の範囲が広がる可能性が高い。
- ④恣意的解釈が可能であること。「差別的言動」の断定者は誰になるのか。
- ⑤言論・表現の自由が著しく損なわれる可能性がある。
- ⑥条例を制定することで、住民間の対立を生む可能性が発生する。
- ⑦政治的ヘイトと感情的ヘイトの定義が決められていない。

「私は今の国の法案を[欠陥ヘイト法]と呼んでいます。自治体でこのような条例が続出するのは目に見えていますから、反対の声を強く上げなければならない。同時に法案の欠陥に対してもメスを入れる必要がある。頑張って反対の声をあげましょう！（土屋元議員 談）」